

花見会計事務所だより No.94



9 月も終わりに近づき、今年のカレンダーも残すところあと 3 枚。あっという間に時間は過ぎます。

さてインボイス制度が始まり、早くも 1 年が経とうとしています。登録業者によって表示の場所も違い、番号を探すのに一苦労もありますが、そろそろ慣れてきましたでしょうか。

今回は、そのインボイス制度の改正点についてです。

1.仕入税額控除に係る帳簿記載の見直し

「自動販売機特例（飲料自販機等）」や「回収特例（施設入場券や切手等、適格発行事業者により回収されるもの）」について、「住所又は所在地」の帳簿への記載が不要となりました。

インボイスが無く、帳簿のみ保存の特例を適用する場合として

- ・課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・対価の額
- ・課税仕入れの相手方の住所又は所在地
- ・特例の対象となる旨

が必要記載事項ですが、の住所又は所在地の記載を求めないこととなりました。

例) 〇月〇日/自販機 飲料※/〇〇円 ⇨ 〇月〇日/自販機 飲料※/〇〇円 所在地の記載が不要

※1 回の取引が税込み 3 万円未満に適用となります。

2.適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れにおける経過措置の見直し

適格請求書発行事業者以外の一事業者からの課税仕入れが、その年分又は事業年度で 10 億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置の適用が認められなくなりました。

※令和 6 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用。

3.簡易課税適用者等の、経理処理方式の見直し

簡易課税制度又は適格請求書発行事業者の 2 割特例を適用する事業者が、税抜き方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額について、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合、継続適用を条件として課税仕入れに係る支払い対価の額に 110 分の 10（軽減税率対象の場合には 108 分の 8）を乗じた金額を計上することが認められることが明確になりました。

※令和 5 年 10 月 1 日から適用。

4.簡易課税制度の見直し

課税期間の初日において税法上の恒久的施設を有しない国外事業者について、簡易課税制度を認めないこととなりました。また適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用も同様です。

※令和 6 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用。

【中山より一言】

市内の 5 時のチャイムが寂しく感じられます。

気が急いてもお車の運転、十分にお気を付けください。



花見会計事務所

TEL:026-248-7500
MAIL:info@hanami-kaikai.jp
URL:http://hanami-kaikai.jp